

行政文書の紛失等について

令和３年１２月３日
公正取引委員会

公正取引委員会において、行政文書の紛失等が確認されましたので、その概要と再発防止策をお知らせします。今後、このようなことが起きないように、文書管理状況確認の徹底、研修の実施等を行うことにより、再発防止を徹底してまいります。

１ 事案の概要

公正取引委員会事務総局審査局において、独占禁止法違反事件に関する事件記録の監査を実施する過程で、一部の行政文書の紛失等が判明しました。その中には、関係者から提出のあった資料で、個人情報（当該関係者の従業員の氏名等）の記載があると考えられる文書などが含まれています。

なお、紛失等があった行政文書が外部に流出したという事実は認められておらず、本件行政文書に関する事件は既に終結していることから審査業務への影響が生じることはないものと考えられますが、関係者（個人情報の記載があると考えられる文書を提出した１事業者）に対して、本件紛失等の事実を報告し、お詫びしております。

２ 発生原因

明確な発生原因は不明ですが、事件記録として保存を要する行政文書ではないと誤認して廃棄した可能性があるなど、事件記録として保存すべき行政文書の確認が十分でなかったことが原因であると考えられます。

３ 再発防止策

今後このような事態が生じないよう、事件記録の管理に関する文書管理状況確認の徹底、定期的な研修の実施等により、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 ０３－３５８１－３３８１（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp/
